



# 建設業で働く女性の 母性健康管理の実情





# 建設業で働く女性の母性健康管理の実情

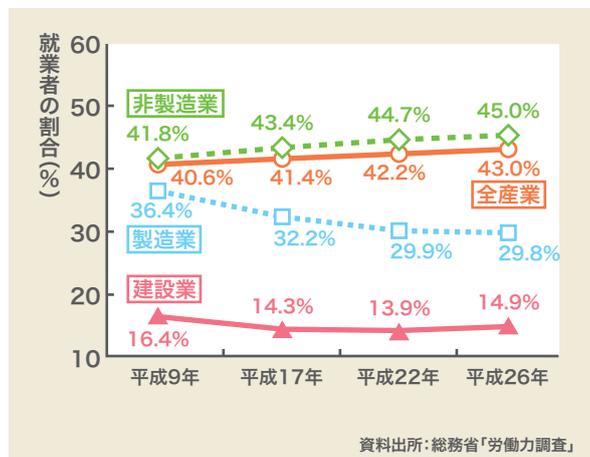


## 1 なぜ母性健康管理の取組が必要なのか



### ◆建設業全体で女性の活躍を推進しています

平成28年に女性活躍推進法が施行され、全産業において女性活躍の機運が高まっていますが、特に建設業においては、平成26年より、官民挙げて、女性の活躍により男女問わず誰もが働きやすい、魅力ある建設業にしていく必要があるという認識のもと、国土交通省及び建設業5団体（（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、（一社）全国建設産業団体連合会）において「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、女性の技術者・技能者を5年で倍増することを目標としています。



【図1】就業者に占める女性の割合



【図2】建設業における女性数の現状と目標(国土交通省作成)

### ◆人材確保、人材定着のためにも、妊娠中、出産後も働き続けられる職場環境づくりが重要です

女性の活躍を推進するには、妊娠中、出産後も働き続けられる環境づくりが重要です。安心して働き続けられる職場には、優秀な人材が集まり、人材が定着します。特に、男性中心の職場や妊娠・出産経験者が少ない職場では、妊娠したらどうすればよいのか、本人も上司・同僚もわからないことが多いのではないのでしょうか。いざという時にスムーズに対応するため、また、妊娠中、出産後の女性労働者等の不安を払拭するために、働き続けられるよう制度等を明確化し、女性が少ない企業でも母性健康管理の取組を進めることが必要です。

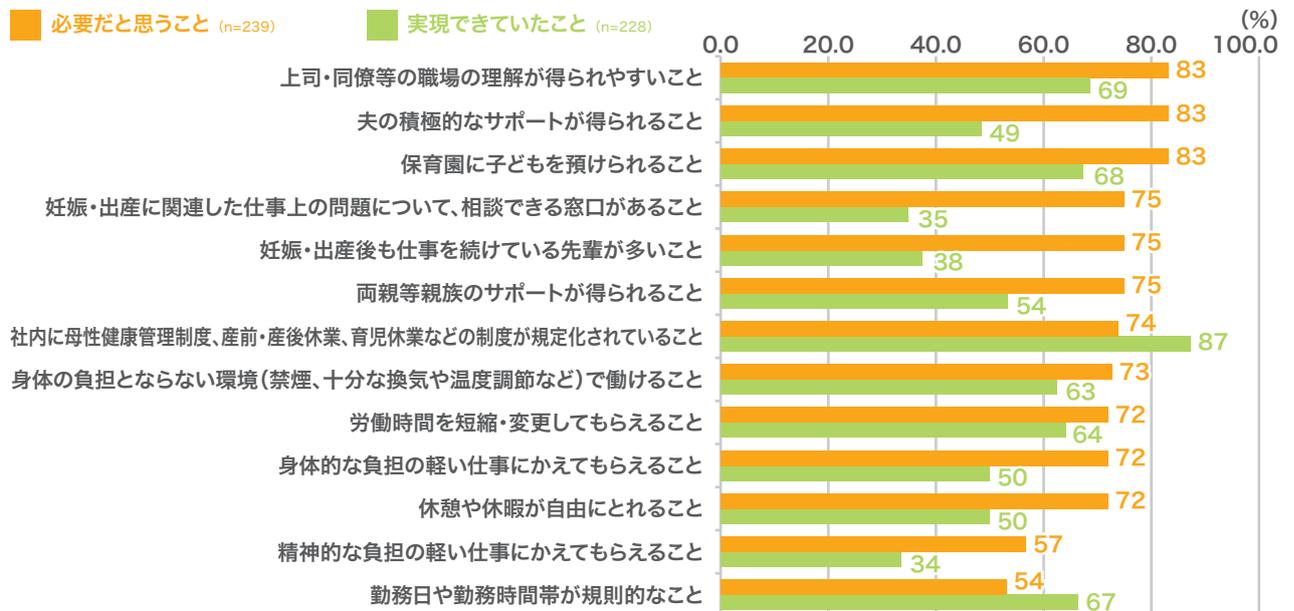
## 2 働き続けるために必要なことや母性健康管理の取組状況

### ◆意欲ある女性が長く働き続けるために必要なこと

「必要だと思うこと」として、「上司・同僚等の職場の理解が得られやすいこと」、「夫の積極的なサポートが得られること」、「保育園に子どもを預けられること」が83%と高い割合でした。次に「妊娠・出産に関連した仕事上の問題について、相談できる窓口があること(75%)」と続き、職場や家族の理解やサポート、相談窓口などが求められている傾向にあります。

「実現できていたこと」として最も高いのは、「社内に母性健康管理制度、産前・産後休業、育児休業などの制度が規定化されていること」の87%でした。

DATA 1 働き続けるために必要なこと (複数回答)



通信調査(女性労働者調査)

### Point

#### 妊娠・出産後も仕事をやめずに働き続けていくために必要なこと

##### 職場の理解

上司・同僚の  
妊婦の体調への  
理解と配慮

##### 時間管理

労働時間の  
短縮・変更  
通勤時間の緩和

##### 相談窓口の設置

妊娠・出産に関連した  
相談窓口が  
あること

##### 家事育児の分担

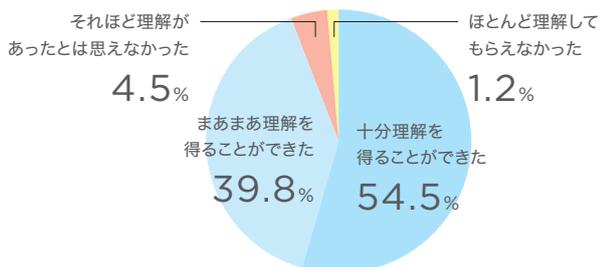
家事育児を  
夫婦共に担い、  
保育園等も活用し  
負担を軽減

## ◆妊娠中の母性健康管理への理解や配慮～上司や同僚の理解～

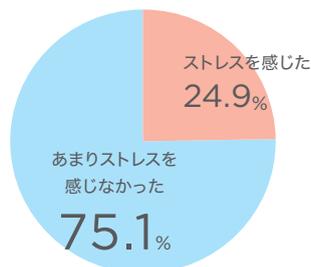
上司や同僚の理解の有無は、「十分理解を得ることができた」が54.5%、「まあまあ理解を得ることができた」が39.8%と、合計すると94.3%と9割以上の女性労働者が理解を得られたと回答していました。妊娠中のストレス有無については、「ストレスを感じた」が24.9%と比較的低い割合でした。これは、上司や同僚の理解が高いことによって、ストレスを感じた人が少なかったことが考えられます。

### DATA2 妊娠中の上司や同僚の理解

勤務先の企業での上司や同僚の理解の有無 (n=244)



職場の対応にストレスを感じたか (n=237)



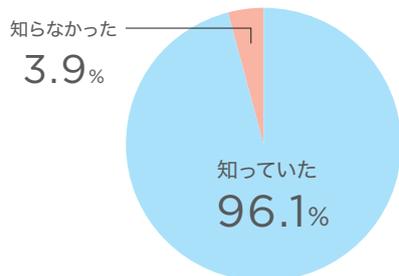
通信調査(女性労働者調査)

## ◆母性健康管理に関する法律等の認知

企業調査では「知っていた」は96.1%と9割を超えて高い割合で認知されていますが、女性労働者調査では「知っていた」は78.8%と企業の結果と比較すると少し低い割合となっています。

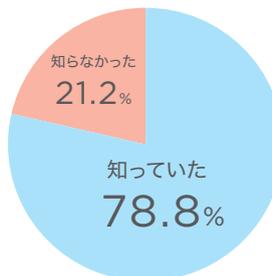
### DATA3 母性健康管理に関する法律や制度の認知

企業 (n=77)



通信調査(企業調査)

女性労働者 (n=245)

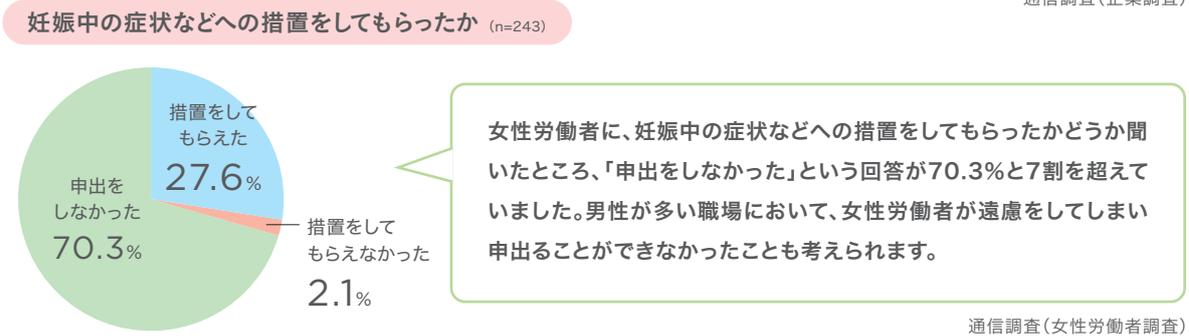
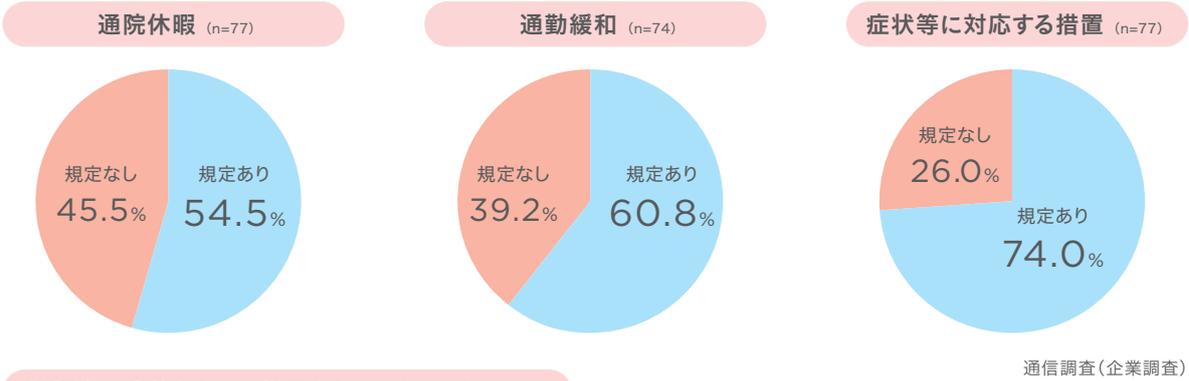


通信調査(女性労働者調査)

### ◆母性健康管理に関する制度の規定状況

企業における母性健康管理の措置に関する規定状況の有無は、どの項目も「規定あり」が半数を超えています。特に、「症状等に対応する措置」は74.0%と7割を超えて高い割合で規定化されています。

#### DATA 4 母性健康管理の措置に関する規定状況

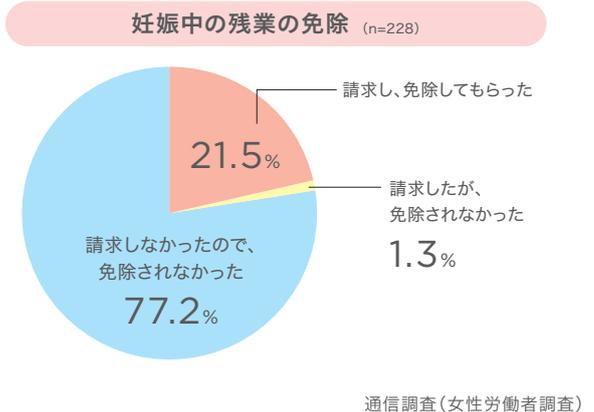


### ◆建設業で働く女性の妊娠中の労働時間

女性が活躍する場面が増え、意欲を持った女性たちが仕事に充実感・達成感を感じながら日々働いています。

しかしながら、妊娠中の1日の労働時間をみると、通常時と比較しても差がありません。また、妊娠中の残業の免除をみても「請求しなかったので免除されなかった」が多く、請求したくてもできなかったことも考えられます。

#### DATA 5 労働時間比較・残業の免除について



## ◆妊娠中つらかったこと

通信調査で妊娠中つらかったことを聞いたところ、「過重労働、長時間労働」及び「休憩、休暇がとれない」という意見が多く挙げられました。「職場のにおい」については、作業現場によるものであり、これは建設業特有の職場環境が妊産婦の体調へ影響を与えていることが見受けられます。

### 過重労働、長時間労働

- 人員不足のため業務量が減ることはなかった。
- 配員の少ない現場だったので、残業が多くて身体的にもつらかった。
- 仕事が多く、上司に相談したが人員がすぐに確保できず、対応せざるを得なかった。
- どうしても深夜まで残業しなくてはならないことがあり、タクシーで帰宅した。

### 休憩、休暇がとれない

- 横になるスペースがなく、トイレのイスに座ってガマンした。
- つわりで医師より薬を処方され、少し休憩をとりたかったが、病気ではないので言い出しにくかった。
- 休暇中の代替りの人が見つからずぎりぎりまで休暇が取れず、早産になった。

### 職場のにおい

- 現場事務所の前で待機しているダンプの排気ガスのおいで気分が悪くなり嘔吐した。
- 塗装、シール等のおいがきつく体調が悪くなりやすいと感じた。
- タバコの煙がつかった。近くでタバコを吸わないようにしてもらったが、まだまだ不十分だと感じた。
- 同僚の整髪料や香水のおいで吐き気がひどくなり、自主的にマスクを使用。

### 負担の大きい作業

- 上司の配慮はほとんどなく、重い荷物の配布などを言い渡され、手伝う事もしてもらえず、精神的につらかった。
- 妊娠初期の公開していない時期は重い荷物を持つのがつらかった。
- 図面の整理などは手の空いている人を見つけて重いものを持つのを避けるようにした。

### 出張、移動を伴う業務

- お腹が大きくなってからは、歩くことがつらかったので、外出はできるだけ避けるようにした。
- 外出が多く、バスの時間に合わせて走るなどが大変つらかった。
- 安定期前に数回、出張があり飛行機での移動があったが、行きたくなかった。

### 現場での作業

- 妊娠後期、お客様から現場に呼び出されることがあり、段差などが怖かった。
- 寒い時期の屋外作業がつらかった。
- 安全ベルトが子どもに負担をかける気がしてつけるのが怖かった。

### 長時間座ったままの姿勢

- 産休直前に残業(主にパソコン入力)が続き、お腹がはった。
- 妊娠中期より胃の圧迫感で吐き気がひどくなり、ずっと座り続けての業務がつらかった。
- 長時間座ったまま腰が痛くなった。

### つわり等の体調不良

- 安定期に入るまで妊娠していることを伝えるのが嫌だったため、つわりに耐えつつ業務を行っていた。
- つわりがひどく、勤務中に吐くことが多かったが、職場は男性が多く状態を説明しなかった。

### その他

- 特別視され過ぎて仕事の制限をされ、存在価値が下がった様な気持ちになった。
- 通勤ラッシュに耐え切れず、作業所まで行くことが出来なかった。